

# 新年のごあいさつ

## 広報 広環協

西暦二〇〇六年(平成十八年)の新春を迎え、広島県環境整備事業協同組合の組合員の皆様並びに関係者の皆様に謹んでお慶びを申し上げます。旧年中は当組合に対しまして格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて昨年は、地方の時代といわれ、全国的にも地方自治体の枠組みが急速に見直され、広島県でも同様に「平成の大合併」により五十四市町村あった自治体が現在二十六市町となり、合併の波は私たちの業務の基本となる一般廃棄物処理計画にも大きな影響を及ぼし、収集計画の見直しによる収集料金・収集区域の変更、あるいは合理化事業計画の見直し並びに新たな市への引き継ぎ問題など、合併後の新市において、様々な形で問題が発生し、その対応に東奔西走した一年でありました。

また、昨年新たに「指定管理者制度」の導入に係わる諸問題も発生し、本来住民サービスの向上並びに運営の効率化による行政コストの削減を目的とする制度であります。一般廃棄物処理の再委託、不適正な料金の設定などに繋がる恐れがあり、現行法(廃棄物処理法)を優先した慎重な制度の取扱いを各自治体に強く



理事長 黒瀬 栄治

### 発行者

広島県環境整備事業協同組合

〒730-0026  
広島市中区田中町5番9号  
TEL (082)246-0340  
FAX (082)248-1258

### 環境整備事業関係広報紙

#### 第20号

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。  
会員、関係企業に頒布しております。

### 目次

新年のごあいさつ	1
火種を灯した!!指定管理者制度	2
一般廃棄物処理計画の調査報告	3
第31回全国環境整備連全国大会レポート	4
	5
	6

要望した次第です。

そうした多くの諸問題が日々顕在化してくる中、合併による処理効率の低下や業務の継続が不安定となる事態が発生しないよう、各自治体へは前年実績による処理計画ではなく適正な処理計画の策定を要望し、組合員全員が市町の自治事務の代行者としての誇りを持って、適正な処理計画による適正な廃棄物処理業務を推進していけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

また一方、本年は平成十七年通常国会で成立した改正浄化槽法がよいよ施行される年でもあります。この事は私たちが訴え続けてきた恒久施設としての浄化槽へ向けた第一歩であり、恒久化への社会的認知の確立は、私たち業界が最優先で取り組むべきことであると考えております。国レベルでも、昨年新たな予算制度として、国と地方が一体となって取り組むための「循環型社会形成推進交付金」と、浄化槽、下水道、農業集落排水施設が連携して効率的な整備を行うための「汚水処理施設整備交付金」が創設され、効率的な生活排水処理対策が講じられており、これら制度を活用した取組みは既に始まっております。

そうした循環型といわれる社会の中にあって、水循環を守るといふ意味でも浄化槽を柱とした生活排水対策が今まさに求められており、浄化槽の普及促進は時代の要請である事は言うまでもありません。また先の中越地震において調査された結果、下水道が管路等の破損により使用できなくなったのに対して、浄化槽を有

する避難施設は、ほぼ完璧な状態で通常使用が確保できたという浄化槽に携わる私たちに誇らしい実績報告もさられ、地震大国といわれる日本における浄化槽のあり方が見直されたと確信しております。

平成十八年が、将来の循環型社会構築へ向けて動き出した輝かしい年である為には、先ず自らに負荷をかけ行動を起こし、恒久施設としての浄化槽の維持管理体制の早期確立に組合員全員が思いを一つにして動き出すことが必要です。

そのことは、快適な生活環境を守る私たち業界に託された使命であるとともに、国と地方の借金が一、〇〇〇兆円を超え増え続ける逼迫した財政状況の中、効果的な財源投入の観点からも、下水道の整備地域と浄化槽による個別処理の地域と、地域事情にあった効率的な生活排水処理対策が求められています。そして何よりそこに携わる私たちが、時代を変え、時代を創る気概を持って、今まで以上に日々の適正業務の実施を通して、浄化槽の信頼性、安全性、快適性を高め、社会的認知の確立に努力していかなくてはならないと考えておりますので、本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

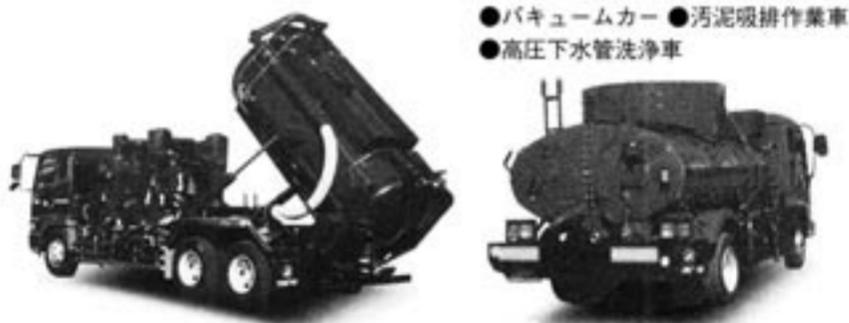
最後になりますが、組合員の皆様、並びに関係者の皆様にとりまして、本年が更なる飛躍の年となりますよう心よりご祈念申し上げますとともに、業界の使命に燃え情熱を傾ける者としての年頭の所信を述べさせていただきます、挨拶とさせていただきます。



あけまして  
おめでとうございます  
今年もよろしくお祈りします

広島県環境整備事業協同組合  
事務局一同

### 東急車輛の環境整備車両



- バキュームカー ●汚泥吸排作業車
- 高圧下水管洗浄車

新しい時代へ一歩かき進み、未来を創る  
東急車輛製造株式会社  
有限会社 大菅エンジニアリング  
〒154-0004 東京都目黒区太子堂4-1-1 キョコトタワー  
TEL 03(5431)1082

水に命をあたえ、自然に帰す...  
それがハイライトの仕事です。

浄化槽用殺菌・消毒剤  
**ハイライトグリーン**

【特長】  
1. 完全溶解性で、噴霧性がほとんどなく、目詰りや管壁による懸濁りはありません。  
2. 有効成分の安定性が高く、持続性の高い消毒効果が得られます。  
3. 作業性がよく管理が経済的です。  
4. 強い殺菌力を発揮します。  
5. 用途に応じて、特色のある形状が揃っています。

【浄化槽用殺菌・消毒剤】  
●ハイライトグリーンS(30gタイプ) ●ハイライトグリーンQ(30gタイプ) ●ハイライトグリーンM(30gタイプ) ●ハイライトグリーンL(30gタイプ) ●ハイライトグリーンXL(30gタイプ) ●ハイライトグリーンS(150gタイプ) ●ハイライトグリーンM(150gタイプ) ●ハイライトグリーンL(150gタイプ) ●ハイライトグリーンXL(150gタイプ) ●ハイライトグリーンS(300gタイプ) ●ハイライトグリーンXL(300gタイプ) ●ハイライトグリーンS(450gタイプ) ●ハイライトグリーンXL(450gタイプ)

●ポンプ付タイプ(30gタイプ)  
※用途に応じて使用器具も取揃えています。

日産化学工業株式会社 山下商品工業株式会社 広島県販売代理店  
大菅支店 TEL 03(5431)1082 FAX 03(5431)1083 広島支店 TEL 082(225)2288 FAX 082(225)2289

# 火種を灯した!!

## 指定管理者制度

合理化対策委員会 委員長 川 村 広 晶



前号の本紙で「火種を灯すか!?指定管理者制度」というタイトルで寄稿させていただきました矢先に、「火種を灯した!!指定管理者制度」というタイトルで寄稿しなければならなくなったことは、予想が的中しないことを願った私たちにとって、極めて遺憾であり且つ誠に残念であります。

前号で申し上げたように、私たちはいわゆる「合特法」の制定された趣旨に鑑みて現に代替業務と位置づけられている業務が、「指定管理者制度」という地方自治法の新たな仕組みによって、本来の目的を達成できなくなる事態が生ずることに警鐘を鳴らし続けて参りました。

しかしながら、それでもなお結果と

して一部の自治体において廃掃法における一般廃棄物の処理責任を放棄したかのごとき実態が明らかになったことは、私たち広環協のみならず全国の業界が警戒心をもって注視する事態となりました。

このような現実を目の当たりにして原因を追求すれば、自治体担当部局の私たちが危惧する事態に対する「認識の浅さ」「無理解」「無関心」に帰着することが少なくありません。

「合特法の目的は何ですか?」とお尋ねすれば「業者救済だ!」などという本末転倒な回答が聞こえてくるようです。

ここで、改めて合特法の立法趣旨を確認しておきましょう。

以下は「昭和五十年十月二十一日厚生省環第六七六号各都道府県知事宛厚生事務次官通知」の中の「制定の趣旨」の原文です。「下水道の整備及び海洋汚染防止法に基づく尿及びし尿浄化槽汚泥の海洋投入処分に対する規制の強化は、環境の保全上緊急かつ重要な施策であるが、国及び地方公共団体におけるこのような施策の推進に伴い、市町村長の許可又は市町村の委託を受けてし尿の処理を業とする者及び市町村長の許可を受けてし尿浄化槽の清掃を業とする者が、その事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び機材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行われなければならない。また、海洋投入処分に対する規制の強化が実施されるときも同様である。

このような事情にかんがみ、この際、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することができるとし、また、転換計画を策定して市町村長の認定を受けた事業者に対し、国又は地方公共団体が金融上の措置を講ずるとともに、当該事業の従事者についての就職のあつせん等の措置を講ずるよう努めることとする事により、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与せんとする趣旨のもとに本法が制定されたものであること。」

以上の通りお読みいただければお分かりの通り、合特法の目的は市町村の自治事務である一般廃棄物の適正処理であり、業者支援はその手段に過ぎません。

合特法は廃掃法を土台としていますが、未だに多くの市町村で、法的に一般廃棄物の「収集」「運搬」「処分」の責任が市町村にあることを忘却し、自らが策定している処理計画に基づいて業者が存していることすら意識が薄ら

が、未だに多くの市町村で、法的に一般廃棄物の「収集」「運搬」「処分」の責任が市町村にあることを忘却し、自らが策定している処理計画に基づいて業者が存していることすら意識が薄ら

### 環境調査・環境アセスメント・受託分析・受託実験

地球環境と人との優しい関係

## 高い技術でサポートいたします!



株式会社  
本社 広島県大竹市晴海2-10-22  
TEL(0827)59-1800(代) FAX(0827)59-1805  
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島沙汰ビル1F  
TEL(082)278-8822(代) FAX(082)278-8824

### 人と地球のいのちを守る



パワフルマスター(強力吸引車)



エコパネル付バキュームカー

### 《主な営業品目》

- 1.衛生車
- 1.塵芥収集車
- 1.汚泥車
- 1.高圧洗浄車
- 1.廃油ローリー
- 1.脱水処理車
- 1.貯水槽清掃車
- 1.給水車

- 1.圧力散水車
  - 1.薬液散布車
  - 1.ミルクローリー
  - 1.高速発酵処理装置
  - 1.リサイクル装置・施設
  - 1.人浴車
  - 1.その他特殊車
- 架装全般

### 株式会社 モリタエコノス

本社 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号  
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号  
電話 082-893-2231(代)  
FAX 082-893-1312

いでおります。さらに、最も根幹たる法の解釈を理解しようとしなないため、一般廃棄物の収集運搬は業者に許可証という紙切れを与え、又は委託することで業者に責任を負わせておけば市町村の処理責任も全うできるとの誤った認識が蔓延しています。

また、浄化槽清掃業務が民々の契約であることや、「住民の業者選択肢が無い。」あるいは「市場原理が働かない。」などという、あたかも民意を代弁したかのごとき理由を掲げることです。自らの処理責任を逃れ続けている自治体も存在します。

このような自治体では、業者ごとの責任区域を定めず、廃掃法上し尿と何ら隔たりのない浄化槽汚泥の収集運搬業を、浄化槽清掃業と一体の業として自由業化してきた歴史があり、これらの慣例を営々と引き継いできた体質が原因となつて、浄化槽汚泥の収集運搬業務は浄化槽法における浄化槽清掃業者が市町村の許可を受けて実施していると勘違いする人達を産出し続けています。

市町村が一般廃棄物についての最終責任を有しているにも拘らず、一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者ごとの責任区域を定めず、複数の業者に全域一円として許可をする施策は、確かに浄化槽管理者（設置者）に業者選択の自由を与える他方で、あろうことか、清掃を「する」「しない」の選択の自由までも与えた結果、大量の未処理汚水が公共用水域に垂れ流しになり、環境衛生という取り返しのつかない高い代償を払い続けることを我々の子孫にまで強いることになっていきます。上記のような状況下では、仮に全て

の業者が浄化槽の清掃に行かなかったとしても、特定の業者に責任は及びません。さらに、浄化槽の「清掃」に対する責任は浄化槽管理者（設置者）にあるとしても、浄化槽汚泥の「収集」「運搬」「処分」の責任はあくまで市町村にあるのであり、だからこそ廃掃法で市町村に処理計画の策定が義務付けられているのです。

以上のように浄化槽汚泥の「収集」「運搬」に関して言えば「市町村には責任があるのに、何故か業者にも設置者にも責任がない。」という摩訶不思議な状況のなかで、どこの浄化槽ほどの清掃業者が、いつ清掃を実施し、どの収集運搬業者が、いつ、どれだけの汚泥を、どこへ収集運搬するのかを想定することは超人的というほかありません。にも拘わらず、市町村が見事に策定し、県に報告されている処理計画の内容とは、果たしていかなるものなのでしょう。

さて、話が指定管理者制度から少し逸れましたが、指定管理者制度が私たちの周りに影響を及ぼしはじめたのは代替業務だけではありません。

指定管理者制度の対象となる「公の施設」とは地方自治法第二四四条第一項で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされており、同法第二四四条の二第一項で「…公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」としています。つまり、公共用財産であっても条例で定められていない施設は「公の施設」にはならないと考えられます。例えば、〇〇公民館や、〇〇センターなどとい

う市町村が設置した施設に浄化槽が設置されている場合、私たちはこの施設が「公の施設」なのかどうかを識別する必要がありますかという事は前回も申し上げた通りですが、ここで問題となるのが、その「公の施設」から発生する一般廃棄物（し尿や浄化槽汚泥・固形状のゴミを含む）の収集運搬業務を私たちが「指定管理者」から直接受託する行為が果たして全く問題が無いかということなのです。

通知の中では「個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが…管理に係る業務を一括してさらに第三者に委託することはできない」とされていますが、廃掃法では、委託基準により「委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。」とされていることから、市町村が指定管理者に一般廃棄物の収集運搬業務を直接委託していると言えないのでしょうか。

仮に法的にはグレーゾーンを残したとしても、現場の実態として、市町村と収集運搬業者との間に指定管理者が介在することで、排出者責任が不明確になったり、ピンハネやコストアップによる不適正処理が発生するなど指定管理者制度の目的と相反することが大いに懸念されます。

そうしてみると一般廃棄物の収集運搬業務を、その他の業務と一括して指定管理者に行わせる行為が果たして指定管理者制度の目的を達成するために必要なのか否かについて真剣に協議することは、指定管理者に委託する業務の

範囲が市町村の裁量に委ねられていることからしても必要であると考えます。

以上のように私たちを取り巻く情勢は、私たちが当事者であるにも拘わらず私たちの目に見えない世界で知らされることもなく刻々と変革しています。

私たちは市町村の自治事務の代行者として多年に亘り液状一般廃棄物の処理に寄与して参りましたが、昨今の市町村合併や指定管理者制度の導入などをはじめとする地方自治法の改正は、皮肉にも地方自治法と廃掃法並びに合特法という本来密接な関係にあった法律を乖離させ、益々相互の整合性が失われつつある危機感を強くせずにはいられません。

だからこそ私たちはいつも市町村に対して警鐘を鳴らし続け、危機感をもって叫び、訴え続けていなければなりません。「答えて下さい!!この仕事は一体だれの仕事ですか?」

以上



**パソコン版 『し尿収集／浄化槽管理システム』**

**メリット** 各種情報の管理の徹底、事務作業の軽減をお約束します。

- 得意先の情報管理
- 作業計画／実績→請求／入金→未回収金といった一連の基幹業務の管理
- 届出資料発行
- 点検／清掃実績管理
- 金融機関との連携

**サポート** 詳細な操作説明書を標準でご用意しておりますし、遠隔地でもリモート接続を用いてシステムの運用を強力にサポートいたします。また、他社システムにはない、定期的なバージョンアップを実施しております。

パソコン1台での運用、複数台でのパソコンLAN構成での運用や、HHT(ネットワーク)・バーコードリーダーを用いた運用など、様々な内容をご用意しております。

**株式会社 ジーテック** 〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 G0&D00c 14F  
TEL: 082(504)0555(代) FAX: 082(504)0501  
http://www.gtec.co.jp gtecmail@mx.gtec.co.jp

**悪臭防止・水質保全・分解促進に微生物が働く**

微生物製剤なので環境にやさしく安全です。有効性があるので問題にすばやく対応できます。

浄化槽の微生物管理に	浄化槽の悪臭対策に	浄化槽の悪臭対策に
浄化槽用し尿分解剤 アクセラージェ	微生物利用汚泥脱臭剤 脱臭 アクセラージェ	浄化槽・流動トイレ脱臭剤 メルトラージェ G ミニ

**無臭元工業株式会社** 広島県代理店 **広島県農業株式会社**  
Muhara Industries Co., Ltd.

# 一般廃棄物処理計画の調査報告

適正処理推進委員会 委員長 沈 勝 義

全国環整連は、今年度の八月末に全国各自治体における一般廃棄物処理計画（し尿及び浄化槽汚泥）の実態調査を実施した。

調査によると、まず処理計画の有無についてたずねたところ、各県の調査件数にも問題はあるが、総じて東北地方において処理計画の策定率が低いことが伺えた。

広島県では比較的高い処理計画の策定率にはなっているが、本来あるべき生活排水処理の基本計画というよりも、毎年県に報告するための、一般廃棄物処理実施計画が目立った。

また、次の設問であるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みについては、し尿であれば（人・日）の原単位を用いて計画区域内の人口に照らし処理計画汚水量を算出すべきであるし、浄化槽汚泥についても、浄化槽法で年一回の清掃が義務付けられていることから、区域内の浄化槽設置基数から排出汚泥量を算出し計画すべきである。にもかかわらず、両者とも前年度の処理実績に基づき排出量の予測がなされているケースが多く見られた。特に浄化槽汚泥の発生量を一〇〇％見込んでいるかとの問いについては、約半数の自治体が一〇〇％の見込みをせず、前年度の実績に頼っていることが伺える。

このことはその後の設問である許可の区域割り有無に反映されているが、いわゆる許可業者が責任区域を指定されている場合は浄化槽の清掃率が高く、自由な競争原理の中にあつては浄化槽の清掃率が明らかに低い実態がある。また、本来発生すべき浄化槽汚泥を見込まず前年度実績に頼る処理計画を立てているようでは、正しい処理場の処理能力が確保できず、適正に浄化槽の清掃を行おうとすれば、処理場の処理能力を超えることとなり、処理場への投入制限といった間違つた施策を採らざるを得ない市町も見受けられた。

いうまでもなく一般廃棄物処理業務は市町村の「固有事務」であり、市町村はその処理責任の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の目的である「国民の生活環境保全及び公衆衛生の向上を図る」ため、適正な処理計画を策定し、廃棄物の適正処理に努めなければならない。

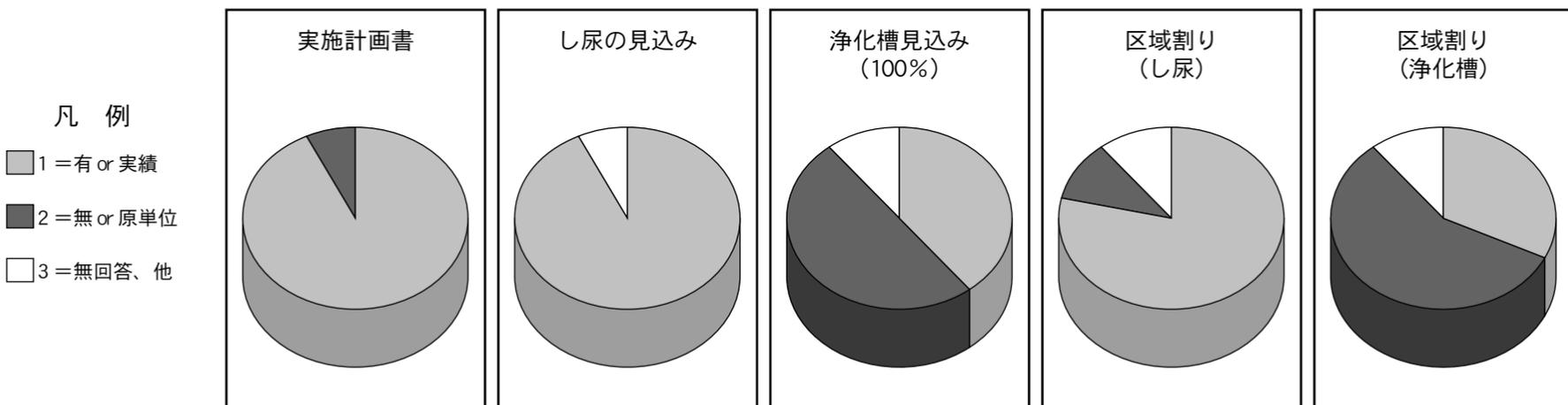
## 一般廃棄物処理計画調査のまとめ

### 設問について

実施計画書	=処理計画（有・無）
し尿	実績=前年度の処理実績による 原単位=処理計画区域内の個別排出見込み量の合計 その他=無回答
浄化槽（100%）	=浄化槽汚泥発生量の見込みは清掃率100%を前提になされているか。（有・無）
区域割り（し尿&浄化槽）	=処理責任区域（区域割り）が指定されているか（有・無）

※汚泥発生量および処理量の見込みは何によってなされたものか

	実施計画書			し尿			浄化槽（100%）			区域割り						
	有	無	その他	実績	原単位	その他	有	無	その他	し尿			浄化槽			
有・無、その他	有	無	その他	実績	原単位	その他	有	無	その他	有	無	その他	有	無	その他	
広島県 (28)	件数	26	2	0	26	0	2	11	14	3	22	3	3	9	16	3
	%	92.86	7.14	0.00	92.86	0.00	7.14	39.29	50.00	10.71	78.57	10.71	10.71	32.14	57.14	10.71



# 責任区域(地区制)なくして 適正処理はありえない!!

# 第31回 全国環整連全国大会 in NAGASAKI 開催報告 & 旅行記

去る平成17年10月に長崎県において「第31回全国環整連全国大会」が開催された。大会には1,000名が集結し、広島からも60名を超える組合員が参加した。大会本会議では全国環整連玉川会長から所信表明が行われ、熱気に包まれた中満場一致で、「大会スローガン」が採択された。

## 大会宣言

近年国の税収は40兆円、予算は80兆円のこの変則的な現象があたりまえのように受入れられている。

去年は年金問題に道路公団の民営化、今年は郵政事業の解体なのか民営なのか、いずれも目的と結果が解りにくく、次の事件が起きると忘れてしまうということが繰り返されている。国と地方の借金は1,000兆円を超え増え続けている。

国交省下水道部は下水道経営に関する留意事項で、下水道経営は総じて厳しい状況であることを浮き彫りにし、事業の管理・運営費用の全てを回収できる水準に下水道料金を設定し、住民に分かり易く開示し当然のコストとして負担を求めよ。市町村財政の立て直しのため、下水道管理者に対し意識改革の必要性を再認識せよと発出した。

日本再生には税源移譲を伴った、地方分権が残された手段である。

今後の日本を見る時、市町村が自らの責任を負うことができるかが浮沈の指標となる。

一方、先の国会で成立した浄化槽法改正は浄化槽に対する不信感を解消し、恒久施設として社会的認知確立にある。

全国環整連は、良好な水質確保のため、設置者に分かり易い『全国環整連浄化槽維持管理システム』の完全実施が当然の責務である。

戦後発生した我が業界の社会に貢献せんとする潜在意識を具現化することをもって画竜点睛とすることを宣言するものである。

平成17年10月5日

全国環境整備事業協同組合連合会 第31回 全国大会

## 全国環整連第31回全国大会 スローガン

- 一、市町村合併により発生する問題の未然解決のため、全市町村の廃棄物処理計画策定の実施
- 一、不法、不当な新規許可の絶対阻止
- 一、合理化協定による廃棄物処理の安定的継続の確保
- 一、下水道経営の健全化のため、住民に対して情報開示の実現
- 一、浄化槽法の一部改正を受け浄化槽（合併）の恒久施設（下水道除外施設）として法的整備の実現
- 一、浄化槽法の一部改正に伴い、清掃・保守点検・法定検査の連携による全国環整連浄化槽維持管理システムの完全実施、12回点検・5分間点検の一掃
- 一、容量不足を解消し、負荷変動（ディスプレイを含む）に十分対応できる浄化槽（合併）への統一化

## 政府に対する要望決議

1990年のバブル崩壊後15年経過してもなお日本経済は低迷している。国と地方の借金も1000兆円を超えた。規制緩和と自己責任による市場主義経済こそ経済再生の道とバラ色の夢を描く一方で、銀行、大企業の不良債権が問題となると形振り構わず税金を投入しこれを救済するなど場当たりの経済運営が見受けられた。

経済政策の誤りは、新たな問題を惹起し将来の禍根をつくる。廃棄物政策も例外ではない。一般廃棄物の処理業務委託にも競争原理を優先した入札の導入が始まっている。導入した市町村は、半分の委託料ですんだとその成果を誇る。

日本経済の基礎は、99%の中小企業が支えている。中小企業が立ち行かなくなる市場原理最優先の経済運営は、軸足を見直す時期にきている。

以上の認識を踏まえて以下のことを要望する。

記

1. 阪神・淡路大震災及び中越大震災では、下水道は被害の甚大さと復旧に長期間を要したことから被災時の役には立たず、一方、浄化槽は地震に強く、被災者のライフラインの確保に有効であることが立証された。住民のライフラインの確保の観点から、避難指定場所には浄化槽の設置を義務付けるよう指導されたいこと。
2. 下水道料金は、管理費のすべてを回収できる水準に設定し下水道経営の健全化を図ること。また、費用と料金の関係を公報等

を通じて住民に分かり易く開示し、これ以上国及び地方の借金が増えることのないよう下水道管理者に対し、指導後の確認をすること。

3. 浄化槽法の一部改正を受け、浄化槽（合併）が真に恒久施設として認知される制度の整備を行うこと。
4. 浄化槽不信の原因となっている5分間点検（年12回点検）をなくすため、省令を改正し、浄化槽（みなし浄化槽を含む）に関する保守点検の回数を、通常の使用状態において期間ごとに1回以上とする。駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給については定期点検時に行うものとする。
5. 浄化槽を恒久施設として更に発展させるため、容量不足の不安解消に早急に対応されたいこと。
6. 市町村合併、一般廃棄物処理計画の未策定、新規許可に対する自由裁量権の濫用などにより、一般廃棄物の適正処理を後退させることがないよう、市町村に対し指導の徹底を図ること。
7. 中小零細業者を対象とした価格のみを競う入札行為は、落札者は原価を割った契約の履行に苦しみ、落札できなかった者は会社が立ちゆかなくなる。入札制度は万能でなくなったといえる。新たな契約方法を早急に検討されたいこと。

以上



## 旅行記

異国情緒漂う長崎ハウステンボス会場にて十月四日・五日と開催された第三十一回全国大会は、事務局一人にとつて二回目の参加となりました。

広環協からは今年は総勢六十二名の参加となり、日航ハウステンボスにて昼食後、会場のJRAウィング佐世保へと向かいました。揃っての現地入りでしたので受付も早めに済ませ、黒瀬理事長が合理化新規許可対策部会長として登壇され、谷口事務局長が年金基金被害者の会の活動報告をされたのも、落ち着いて聞くことができませんでした。また、懇親会場では例年の如く長崎の美味しい地酒・料理をしっかりといただきました。

私たちは事務局にとりましては、普段はお電話でもなかなかお話しする機会のない組合員の方にもゆつくりとお会いできる、年一回のチャンスでもあります。何かと行き届かないこともあったとは思いますが、懲りずにまた来年の岩手県での大会にもたくさんの方々が参加下さることを祈っております。

旅行中はいろいろとご協力いただきました。ありがとうございます。



# レポート

## 広環協が永年活動組合として表彰



平成十七年十一月十八日開催の広島県中小企業団体中央会創立五十周年記念式典において、広島県環境整備事業協同組合は永年活動組合として表彰された。



### 今日のつらら

今年、最初の新年号を無事発行し、広報委員長もほっと一安心といった所でしょうか。

さて、昨年を振り返りますと、我々業界も玉川全国環整連会長の下、大きな変革期を迎えようとしています。

一つ目は玉川会長の言われる「平成17年国会での浄化槽法改正は、浄化槽に対する不信感を払拭し、恒久施設としての社会的認知確立にある。法律的には公共用水域の水質保全の観点から、生活排水を適正に処理することを明記し、放流水質基準を設け、法体系を整えた。」この考えのもとに我々組合員も、わかりやすい浄化槽の維持管理システム作りに向けて頑張っていきたいと思います。

二つ目は日本中が郵政民営化に沸いた一年でした。官から民への言葉通り、郵便局も民営化に移行が決まりました。

指定管理者制度もその中の一つだと思われます。今後、従来と違った方法が取られると予想され、注意が必要だと思います。

最後に、広報紙に対するご意見・ご要望があれば広報委員会までご一報ください。

広報委員 森川 正道

### 広環協

### 第8回 理事会 開催報告

去る、11月25日第8回理事会が開催され総勢30名あまりが参加した。開会の冒頭黒瀬理事長より、「現代の社会は先日の小学生殺人事件にもあるように変な世の中になった。日本が平和すぎるのか、子供の身は誰かが守ってくれるという観念が強すぎる。親は子供を自分自身で守る覚悟が必要である。私も我々業界を守るのは自分自身だ」という意識を持って頑張っていきたいと改めて感じた。指定管理者制度については、全国的に様々な問題が挙がってきているが、環境省も総務省も未だ整理が出来ていないというのが実態であり、その制度だけが一人歩きしている。地元業者が各行政としっかりと協議して、我々の業務に支障が無いよう運動展開をしておいてほしい。」との挨拶がなされ、協議事項1案件、報告事項7案件の慎重審議が行われた。

THE CORPORATE GUIDANCE  
**ISUZU**

いすゞ自動車中国株式会社

会社概要  
 品 社 名 いすゞ自動車中国株式会社  
 番 社 〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号  
 TEL 082-271-1111(FX)  
 事務所 広島市西区己斐本町3丁目13番16号  
 広島支店 広島市東区南本町1丁目1番1号

事業所  
 山口 山口県山口市下町1丁目1番1号  
 岡山 岡山県岡山市北区東山1丁目1番1号  
 広島 広島市東区南本町1丁目1番1号  
 福岡 福岡県福岡市東区東本町1丁目1番1号  
 東京 東京都中央区新富町2丁目1番1号  
 大阪 大阪府大阪市東区東本町1丁目1番1号  
 長崎 長崎県長崎市本町1丁目1番1号  
 熊本 熊本県熊本市東区東本町1丁目1番1号  
 鹿児島 鹿児島県鹿児島市本町1丁目1番1号

環境の声に耳をかたむけて。

環境アセスメント 水質分析 大気測定 作業環境測定  
 騒音・振動測定 飲料水検査 潮流調査 生物相調査

平成16・17年度環境省ダイオキシン類受注資格取得、特定計量証明事業者(MLAP)取得  
 水道法に基づく厚生労働省登録水質検査機関、環境省指定土壌汚染状況調査機関

株式会社 **エヌ・イー サポート**

本社 〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号 TEL (082) 272-9000(FX)

支店	〒730-0049 広島市中区南竹原町2番32号	TEL (082) 246-4380(FX)
支店	〒730-0812 広島市中区己斐本町2番18号	TEL (082) 247-1180(FX)
支店	〒134-0084 東京都江戸川区東葛西4丁目19番5号	TEL (03) 3625-3641(FX)
支店	〒555-0033 大阪府西区淀川区船場5丁目4番10号	TEL (06) 6472-9772(FX)
支店	〒700-0804 岡山県中津市2丁目1番1号	TEL (086) 221-7205(FX)
支店	〒812-0016 福岡県東区博多駅前5丁目5番17号	TEL (092) 475-2323(FX)
支店	〒720-0817 広島市東区南本町1丁目1番1号	TEL (084) 920-4969(FX)
支店	〒745-0014 山口県山口市下町1丁目1番1号	TEL (0834) 21-4305(FX)
支店	〒760-0017 高松市番町2丁目10番10号	TEL (087) 823-9639(FX)

URL: <http://www.nsupport.co.jp> Email: [n-support@n-support.co.jp](mailto:n-support@n-support.co.jp)

**ポエック株式会社** 平成15年1月 第13回 全国ニュービジネス大賞 優秀賞受賞

21世紀、私たちはさらなる飛躍を目指します！

<b>ポンプ関連事業</b> 各種ポンプ・ブロワ・送風機 水質測定器・水処理剤 浄化槽関連機器	<b>サービス&amp;メンテナンス</b> ポンプ・送風機・産業用機械類 の修理	<b>新商品</b> 電気不要消火装置 オゾン脱臭装置 ガス発生装置 水中攪拌機 高圧方式細砂ろ過装置
--	---	--

■本社 ISO9001 認証

〒721-0973 広島県福山市南蔵王町2-1-12  
TEL(084)922-8551(FX) FAX(084)922-8552

岡山営業所 東京営業所 福岡営業所  
 松山営業所 大阪事務所 長崎支店  
 関係会社: 熊三和テスコ(研究所・工場)

広島営業所  
 〒731-0136 広島市安佐南区長東西2-4-34-1  
 TEL(082)238-7105 FAX(082)238-7168

【詳しくはホームページをご覧ください。】  
<http://www.puequ.co.jp>

浄化槽維持管理業向け **環助21**  
 トータル管理システム

業態独特の顧客管理項目	作業予定作成・管理機能
作業実績管理機能	多彩な売上・未収金管理機能
契約状態管理機能	金融機関自動引落し機能

無料デモンストレーション随時受付中

資料請求・デモお申し込み・その他お問い合わせはこちらまで

<b>有限会社インティ</b> 〒740-0028 山口県岩国市植町1丁目9-13 TEL 0827-22-7746	<b>東芝ITコントロールシステム株式会社</b> 〒812-0913 福岡市博多区博多駅東2-5-19 TEL 092-481-1201
--	---